

① 新たに多世帯住宅 / 建物所有者または2親等以内の直系親族（申請する方が共通に必要な書類） ※子育て世帯が居住するもの（18歳に達する、最初の3月31日までの子を養育している）	
☒	申請書類
	申請書（様式第1号）
	住民票謄本（続柄あり） 対象者：申請者及び同居者全員 ※子育て世帯が居住する場合は、子供の年齢を確認
	戸籍謄本（続柄あり）【町民保険課】 対象者：申請者と2親等以内の直系親族が確認できること
	建物所有者の承諾書（申請者が建物所有者ではない場合） 対象者：建物所有者
	家屋資産証明書【税務課】
	資産税等 の滞納無し証明【税務課】
	市町村税 の滞納無し証明（所在地域のもの）【税務課】 対象者：全世帯
	国民健康保険税等 の滞納無し証明【町民保険課】 対象者：申請者の世帯主名で1通 ※嘉手納町では、国民健康保険納税者以外の方も取得可能
	暴力団員等に関する誓約並びに同意書 対象者：申請者
	住宅リフォーム工事計画書（様式第3号） 対象者：業者（①～⑤同様）
	①リフォーム工事見積書の写し
	②リフォーム工事前と工事後の図面及び案内図
	③リフォーム工事前の現場写真（住宅の全景、改修箇所等）
	④施工業者の本社所在地が証明できるもの（個人事業者は住民票抄本又は前年度の確定申告の写し）
	⑤施工業者の滞納無し証明（法人税又は法人町民税） ※発行から3ヶ月以内（写し）
	委任状 ※事務手続きを委任する場合
	借地の場合は土地建物所有者にリフォーム工事をする旨を伝える
	誓約書（申請者と施工業者の両者自筆署名）
☒	補助対象条件
	新たに居住しようとする部分の工事で、キッチン、便所、浴室のいずれかを含む新設工事（見積もりに含まれている）
	上記の工事を行うことで、同一建物内で明確に区画され、台所、水洗便所、浴室、居室がそれぞれに設置される住宅となる
	所有者が申請する場合、一緒に住む他世帯主の同意を得ていること
	所有者ではない世帯が申請する場合、住宅所有者の承諾を得ていること
	※ 居住する者が18歳（達する最初の3月31日まで）の子供を養育している世帯である（○：加算あり、×：加算なし）